

信託終了（繰上償還）に関する書面決議のお知らせ

このたび、当社では、以下の追加型証券投資信託（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、2026年3月23日をもって信託を終了（繰上償還）（以下「繰上償還」といいます。）すること（以下「当ファンドの議案」といいます。）に関して、2026年2月10日に書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

野村円債投資インデックスファンド

2. 繰上償還の提案の理由

当ファンドの受益権の口数は30億口を下回る状態にあり、本来の運用目標を達成することが困難になっていくと判断されることから、当ファンドの投資信託約款（以下「約款」といいます。）の規定に基づき、繰上償還に関する書面決議の手続きをとることといたしました。

3. 諸手続きについて

2025年12月19日時点の当ファンドの受益者の皆様に対して、後日、当ファンドの議案に関する議決権行使書面を送付いたしますので、書面決議について議決権行使される受益者の方は、2026年2月9日（必着）までに、議決権行使書面に必要事項をご記入のうえ、ご返信ください。なお、議決権行使されない受益者の方は、当ファンドの約款第43条第3項の規定により、当ファンドの議案について賛成するものとみなされます。

当ファンドの議案が可決された場合（当ファンドにおいて、賛成する受益者の方の受益権の合計口数が、2025年12月19日現在の当該ファンドの受益権の総口数の3分の2以上となった場合）は、2026年3月23日をもって繰上償還いたします。なお、償還価額は、2026年3月23日に算出されます。

当ファンドの議案が可決され、繰上償還が決定した場合でも、繰上償還までの期間、取扱販売会社においては、書面決議前と同様に、通常通り換金（解約）のお申込みをお受けいたします。

当ファンドは、受益者の方が換金（解約）のお申込みを行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることによりお申込みに応じ、公正な価格により当該受益者に対して解約代金が支払われます。

そのため、当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第18条第2項に定める委託者指図型投資信託に該当し、当ファンドの議案に反対された受益者の方が受託会社に対して投信法第18条第1項に定める受益権の買取請求を行なうことはできません。

以上

2025年12月19日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
野村アセットマネジメント株式会社